委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等		□中止
	○知事	●市区町村長等	
2. 都道府県名	北海道		執行機関名 札幌市長
3. 市区町村名	札幌市		
4. 届出番号	15		
5. 独自利用事務の事例番 号	108-5		障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.sapporo.jp/kikaku/mynumber/mynumber.html		

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に 関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		札幌市個人番号利用条例 別表2 第19の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第1条	札幌市重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 札幌市重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業(以下「本事業」という。)は、重度の障がい者のうち、意思疎通が困難で、かつ、介護者がいない者が医療機関に入院する場合に、利用者との意思疎通に熟達している者を派遣することにより、医療従事者との意思伝達の円滑化を図ることを目的として実施する。
⑦独自利用事務の関連規範		札幌市重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱